

下水道に「雨水」は流せません

当市の下水道（公共下水道・農業集落排水）は**分流式**（※意味は【豆知識】を参照）であり、雨水を下水道管に流してはいけません。当市では、雨水は敷地内浸透を基本としています。汚水に雨水が混じれば薄まるから良いのではないかと思われがちですが、処理場の処理能力は計画汚水量に応じて整備されており、雨水流入はそもそも想定されていませんし、流してもいけません。

公共下水道に関しては、汚水の終末処理場が霞ヶ浦浄化センター（県の施設：土浦市湖北 2-8-1）にたどり着いてそこで汚水処理がされます。

その処理に関して、市は県に、汚水流入量に応じて維持管理負担金を納付しています。よって、流入する汚水に雨水が混じると、維持管理負担金が増額することになります。このようなことから、雨水が下水道管に流入するような施工は認められません。

農業集落排水と市単独公共下水道に関しては、汚水は各地区の処理場（市の施設）に流入するため、維持管理負担金の納付はありませんが、処理場の貯留槽が満水になる事態が発生していますので、同様に雨水が流入するような施工は認められません。

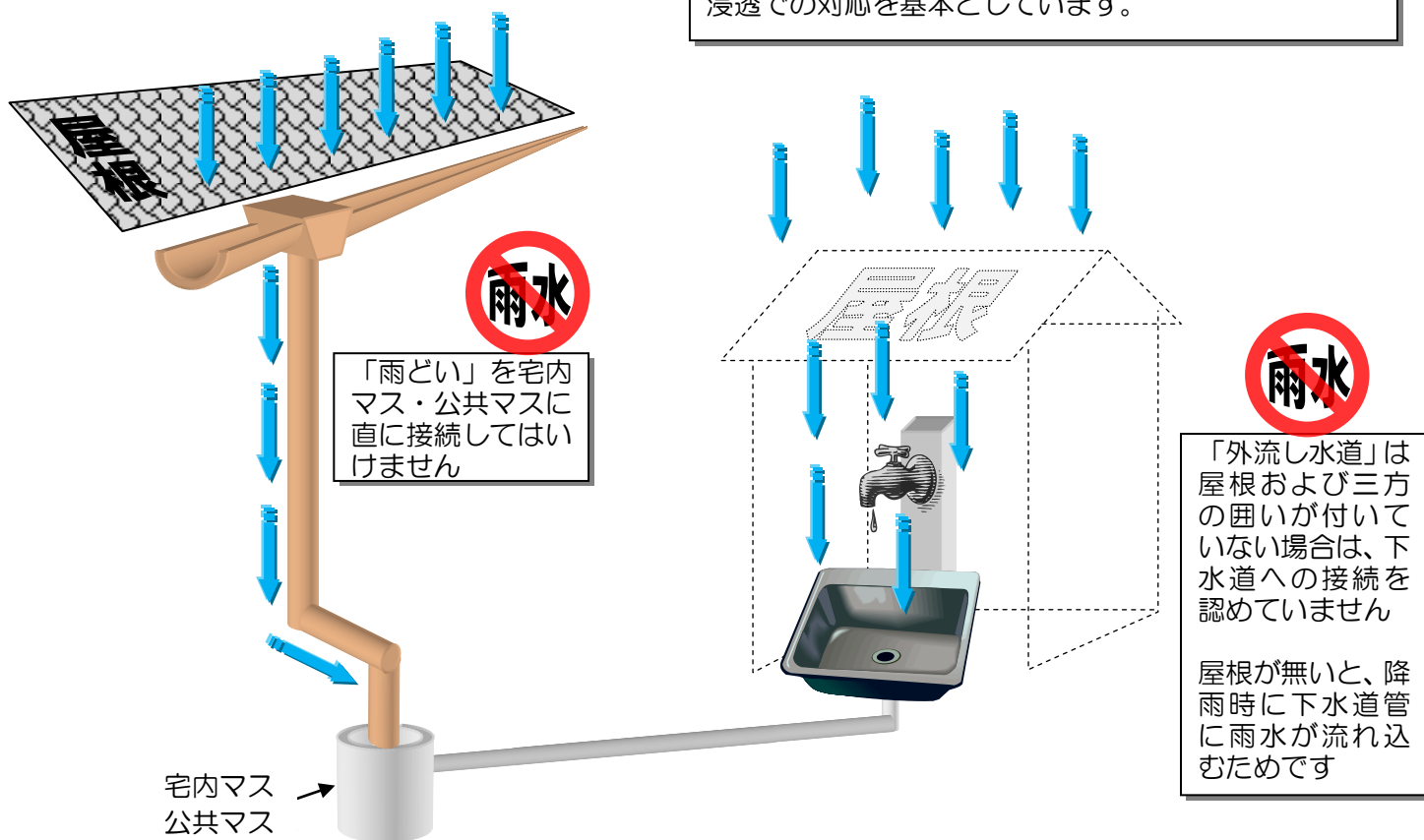
下図のような施工は認められませんので、雨水が下水道管に流入しないように改修をお願いします。

【豆知識】下水道の「分流式」と「合流式」

分流式下水道とは汚水用管路と雨水用管路の2つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流する方式のことです。

これに対して合流式下水道とは、汚水と雨水が一緒の管路に流入する方式のことであり、都市部で多く採用されている。

当市は「分流式」で、雨水に関しては各戸の敷地内浸透での対応を基本としています。



宅内マス
公共マス

【お問合せ】

かすみがうら市 下水道課

TEL 029-897-1111、0299-59-2111